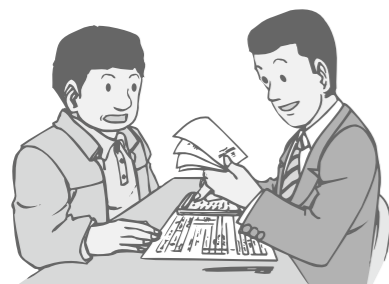


確定申告に行こう！

2月16日(木)～3月15日(水)
受付時間／9時～17時

※事業・譲渡所得のある方(卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある方)は16時までとなります。



確定申告は、確かに時間がかかるものです。しかし、必要な書類を準備してまとめ、計算が必要なものは計算してから臨むことで、早く済ませることができます。

確定申告って時間がかかりそう

くても申告した方が有利になる場合もあります。所得の申告をしなければ、そもそもは所得が全くなのか、もしくは自分が分かりません。所得の判断ができないため、所得がない方や少ない方が受けられる公的サービスや税などの軽減も受けられないことがあります。また、所得が分からないため、本来は発行できる所得証明書などの証明書類が発行されません。ですから、確定申告・住民税申告で所得の申告をする必要があるのです。

例年よくあるのが、必要な書類が全てそろっていないため書類を取り戻す、または後日

申告となるケースです。必要書類の代表的なものには、給与・公的年金の源泉徴収票、生命保険料控除・地震保険料控除の証明書などがあります。対象となる書類は、10～1月ころに、勤務先または保険会社から受け取っているはずですが、全ての書類をなくさないように保管し、申告の際にご持参ください。もし、なくしてしまった場合は再発行してもらい、必要書類をそろえてから申告に臨むようにしてください。

また、あらかじめ医療費控除の計算をしないため、計算して出直すことになったり、その場で計算するため時間がかかり、他の方を待たせてしまうといったケースが多くあります。医療費控除は、対象となる領収書を受診した方ごと、さらに医療機関ごとにまとめて小計・合計を計算してきていただくことにより、確認が簡単に済み、時間がかかりません。(下図参照)

入院・手術などで生命保険会社などからの給付金があった場合は、その金額を差し引いた額が対象となりますので、その金額が分かるようにしてお越しくください。また、町の小・中学生、高校生世代(2016年4月1日から)の医療費助成制度(フレカ)のポイント分も、前述の給付金と同様に取り扱いされます。ポイント相当分を引いた負担額が、医療費控除対象額となります。

社会保障・税番号制度(マイナンバー)って？

平成28年分の確定申告から、申告書へのマイナンバーの記載が必要となります。

また、本人確認書類の提示か、その写しの添付も必要となります。本人確認の際には、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーのみで問題ありません。マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーの通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写しの他に、運転免許証や公的医療保険の被保険者証などが必要となりますので、忘れずにお持ちください。

どうして確定申告が必要なの？

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての収入から経費を引いた所得の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければならない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

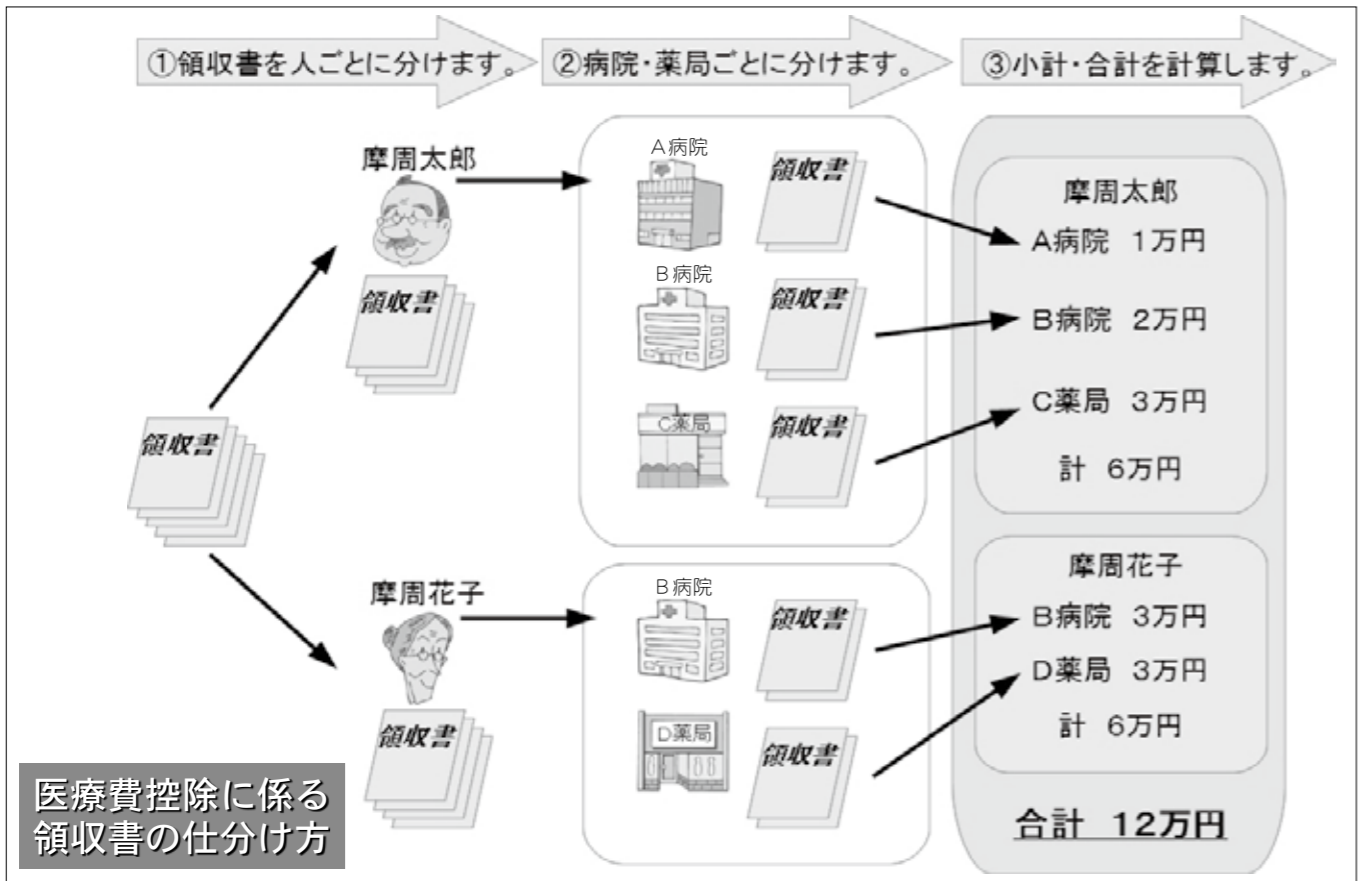
平成28年分の確定申告が2月16日(木)から始まります。必要な準備を事前にしっかりと行い、期限内に必ず申告するようにしましょう。

昨年中の所得を申告する手続きには、確定申告と住民税申告の2つがあります。いずれも、昨年の所得を計算し、申告するものですが、確定申告は国の税金である所得税を計算するために申告するもの、住民税申告は翌年度に課税される住民税を計算するために申告するものです。

本来はそれぞれ申告しなければなりません。確定申告をした方はその内容で住民税申告をしたものとして取り扱われるため、あらためて住民税申告をする必要はありません。これまで確定申告しなかったことがないという方も、実は住民税申告もしていることになっているのです。

所得税法の改正により、年金収入が400万円以下の方で、その他に20万円までの所得がない方は、確定申告の必要がなくなりました。これはあくまで「確定申告」の必要がなくなっただけですので、「住民税申告」はしなければなりません。

勤務先で年末調整をしている方などでも、医療費控除がある場合、扶養控除・社会保険料控除に追加がある場合は、申告しなければ控除されませんので、確定申告の義務がな





川湯地区の方、土・日しか都合のつかない方

例年どおり、2月18日(土)、19日(日)の2日間、川湯消防会館2階で確定申告を受け付けます。川湯地区にお住まいの方や、土・日曜日しか都合がつかないという方は、こちらをご利用ください。

▼受付日時

- 2月18日(土) 9時30分～正午、13時～16時
- 2月19日(日) 9時30分～正午

※19日は午前からの受け付けとなりますので、ご注意ください。

釧路税務署からのお知らせ

平成28年分所得税などの確定申告会場は、2月16日(木)～3月15日(木)に開設します。この期間以外には、確定申告会場を設置していません。開設前に来署されると長時間お待ちいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

申告書の作成については、ご自宅などで作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひ、ご利用ください。手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、お電話でも問い合わせることができます。



□問い合わせ先

- 確定申告書等作成コーナーの操作方法などに関すること

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

受付時間／月曜日～金曜日(祝日を除く)9時～17時

(受付時間を変更する場合がありますのでe-Taxホームページでご確認ください)

- 税務相談などに関すること

釧路税務署 ☎0154-5000

自動音声で案内していますので、相談内容に応じて該当する番号を選択してください。

受付時間／月曜日～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時

□確定申告会場を利用される方へ

- 釧路税務署には駐車スペースが少ないため、車で来署されると長時間お待ちいただくこととなります。お越しの際は、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。
- 申告書の作成には時間がかかりますので、16時ころまでにお越しください。
- 会場が混雑している場合には、その日の受け付けを早めに締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

この度の法律の改正に伴い、医療費控除に「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)」が創設されました。

特例は来年、平成29年分の申告から適用となります。詳細については、夏ごろの広報でしかがでお知らせします。

問い合わせ先／役場税務課課税係 ☎482-2914(課直通)

確定申告って難しいそう

確定申告には複雑な法律の規定が数多くありますが、要点を押さえればそれほど難しいものではありません。毎年、誤りの多い医療費控除と公的年金受給者の申告について説明します。

〈医療費控除〉

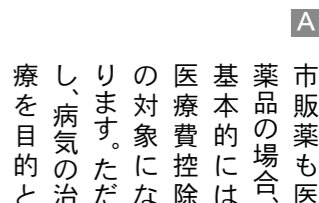
Q 市販薬は医療費控除の対象になりますか？

A 市販薬も医薬品の場合、基本的には医療費控除の対象になります。ただし、病気の治療を目的としたもの、一般的な使用量を超えないものが対象です。たとえ医薬品であっても、健康増進や疾病予防のために購入したビタミン剤などの類は、一時的に症状を改善するだけのもの、医療機関の受診をせずに症状を自己判断して購入したもので、疾病の治療に要すると明確に判断できないものについては、該当になりません。



A 通院にかかる交通費は、医療費控除の対象になりますか？

Q 交通費は、公共交通機関(バス・JR)を利用した場合のみ対象となります。その場合は領収書が発行されませんので、必ず、利用した日や金額をメモするなどしてお持ちください。自家用車を使用した場合のガソリン代などは、対象になりません。



A 市販薬も医薬品の場合、基本的には医療費控除の対象になります。ただし、病気の治療を目的としたもの、一般的な使用量を超えないものが対象です。たとえ医薬品であっても、健康増進や疾病予防のために購入したビタミン剤などの類は、一時的に症状を改善するだけのもの、医療機関の受診をせずに症状を自己判断して購入したもので、疾病の治療に要すると明確に判断できないものについては、該当になりません。

〈公的年金受給者の申告〉

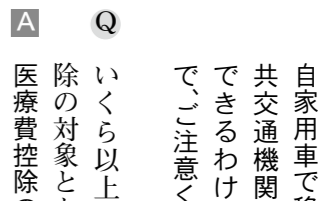
Q 年金収入額が400万円以下で他に所得がないのですが、年金から所得税が引かれていますが、確定申告は必要ですか？

A 確定申告は必要です。確定申告をすることで、所得税が還付される場合があります。源泉徴収票や控除に関する書類を用意し、申告を行ってください。所得税を計算した結果、納付が必要となつた場合でも、年金収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下であれば、所得税を納付する必要はありません。その場合は、住民税申告をしていただきます。



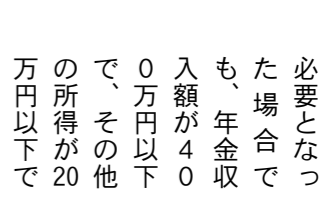
Q 医療費控除や生命保険料控除などがあるのですが、確定申告や住民税申告は必要ですか？

A 確定申告または住民税申告をすることで、所得税が還付されたり、来年度の住民税の税額が下がる場合があります。医療費控除や生命保険料控除、扶養控除などは、申告をしなれば税額の計算に反映されません。該当する方は、控除に関する書類を用意して、申告を行ってください。



Q いくら以上かかると医療費控除の対象となるの？

A 医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。所得が200万円以上の方は、10万円以上の部分が対象となります。具体的には、給与収入のみの場合は約31.7万円以上の方が、それぞれ10万円以上の部分が控除対象の医療費となり、それ以下の方は、所得にに応じて下がった下限額以上の部分が控除対象の医療費となります。



Q 医療費控除や生命保険料控除などがあるのですが、確定申告や住民税申告は必要ですか？

A 確定申告または住民税申告をすることで、所得税が還付されたり、来年度の住民税の税額が下がる場合があります。医療費控除や生命保険料控除、扶養控除などは、申告をしなれば税額の計算に反映されません。該当する方は、控除に関する書類を用意して、申告を行ってください。